

<佐世保らしい景観をめざして>

1. 計画策定の背景

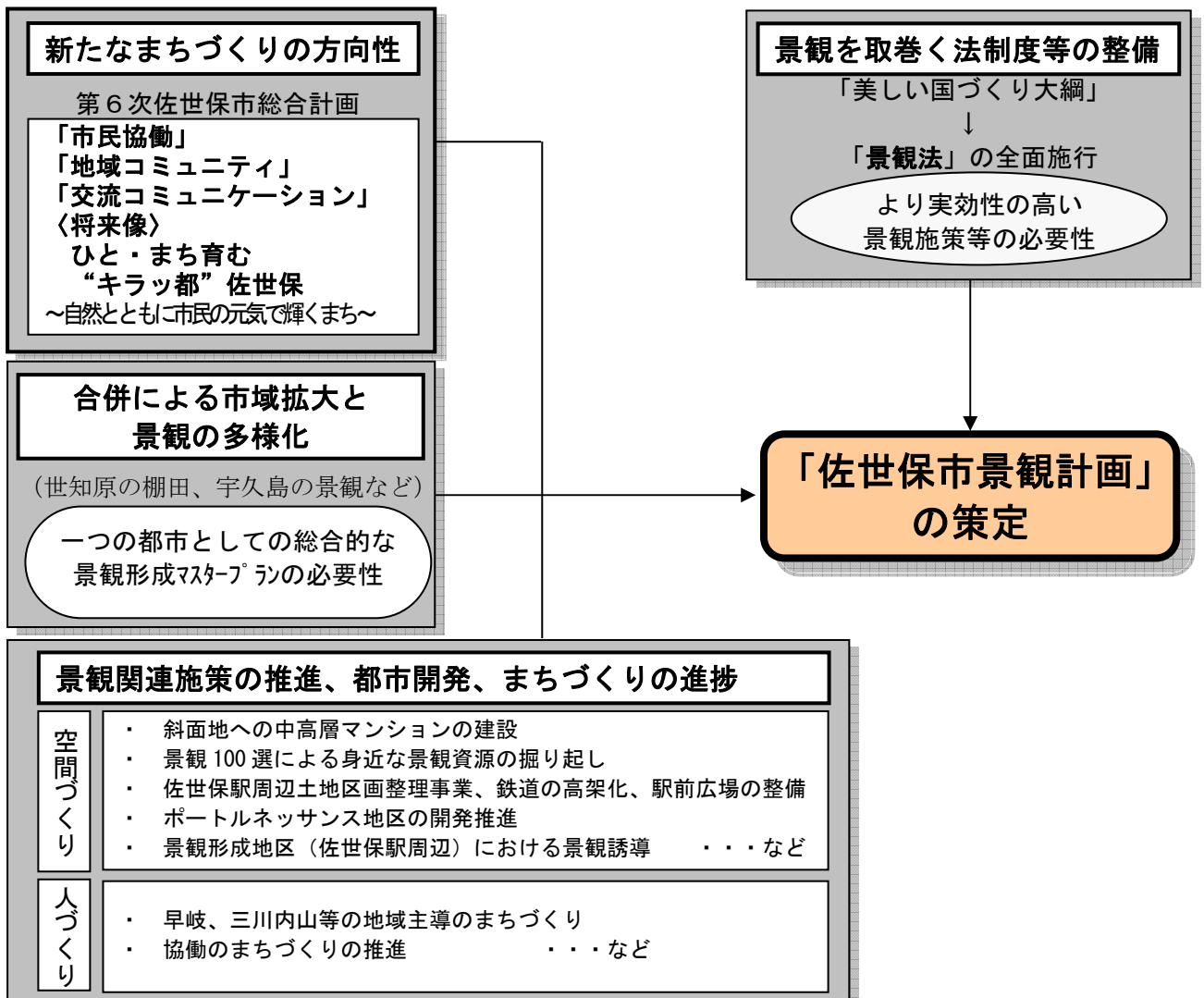
佐世保市では、平成2年度に「佐世保市都市景観形成基本計画」を策定し、平成9年度には「心やさしい海辺のまち・佐世保の景観づくり要綱」を制定し、佐世保らしい個性豊かな景観づくりに取り組んできました。その後、市町村合併による景観の多様化や佐世保駅周辺の都市開発等により、佐世保市の景観をとりまく状況は大きく変化してきました。

さらに、平成16年には、都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、豊かな生活環境の創造及び個性的で活力のある地域社会の実現を図ることを目的とした景観法が定められたところです。

平成19年には、第6次総合計画が策定され、「市民協働」「地域コミュニティ」「交流・コミュニケーション」をまちづくりの基本理念として新たなまちづくりの方向性が示されています。その中で、景観については、基本目標である「あふれる魅力を創出し体感できるまち」の中で、地域固有のまちなみ景観等の保全・活用、都市施設のまちなみ景観への配慮、市民・事業者・行政が一体となった魅力アップにつながる景観形成の取り組みにより、美しく魅力的な景観を保全・創造することとしています。

こうした佐世保市の景観をとりまく状況の変化を踏まえた上で、景観法を活用しながら、市民・事業者・行政が景観形成の主体であることを認識し、それぞれの役割と責任をもって、積極的に景観形成に取り組んでいくことが必要となっています。

■ 計画策定の背景



2. 計画の目的と役割

(1) 目的

佐世保市景観計画は、佐世保市がこれまで実践してきた景観行政を基盤に、佐世保らしい景観の形成を総合的かつ計画的に推進するための基本的な考え方、基本方針及び景観形成基準等を明らかにし、市民・事業者・行政の協働による地域固有の特性を活かした良好な景観を実現することを目的とします。

(2) 良好な景観と景観形成

良好な景観は、海、山、川などの自然や、建物、道路、公園など目に映るまちの姿だけではなく、その場において感じられるような都市活動や市民生活などの人々の営みから醸し出される都市の表情、文化性や歴史性など視覚以外で感じられる要素も含む幅広いものと捉えています。それは、美しく風格のあるふるさととの形成と潤いのある豊かな生活を営むために不可欠なものであり、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものです。

景観形成とは、良好な景観を「保全」し、損なわれた景観を「修復」し、潜在的な景観資源を「発見」し、さらには魅力と活力のある景観を「創造」することです。

良好な景観を形成するという事は、それぞれの地域で積み重ねられてきた暮らしやコミュニティ等の固有の特性を活かして、地域色豊かな景観となるように、地域住民の意向を踏まえつつ、その形成を図ることで「地域づくり」や「まちづくり」につながっていく取り組みです。

(3) 計画の位置づけと役割

この計画は、景観法第8条に基づく法定計画で、景観法を活用するための必須事項として策定するものです。また、佐世保市総合計画や都市マスタープラン等の上位関連計画に適合し、佐世保市の良好な景観の形成に関する総合的な方策を示したものとして位置づけます。

この計画は、市民ニーズや社会経済状況の変化を踏まえ、①これまで「佐世保の景観づくり要綱」により取組んできた様々な景観施策に法的根拠を持たせ、②景観施策を一つの計画書としてまとめた、佐世保市の景観行政の全体像を示す役割を持つものです。

なお、景観形成を推進していくには、景観法やこの景観計画だけでなく、都市計画法、建築基準法、屋外広告物法、都市緑地法など関連する様々な法律や、総合計画、都市計画マスタープラン、緑の基本計画などの行政計画と連携を図り、市民や事業者の参画と協力を得て、総合的な施策推進に取り組めます。